

事業承継計画表（親族内承継）

ステップ 2：後継者の確定と方針決定

親族内、親族外（役員・従業員）、あるいは第三者（M&A）の中から、「誰に、どの方法で引き継ぐか」を決定します。

ステップ 3：事業承継計画の策定

承継の時期と具体的な対策を盛り込んだ、詳細なプランを作成します。

このステップ 3 で作成する「事業承継計画書」は、単なる書類ではありません。経営者と後継者の想いを共有し、関係者全員の足並みを揃え、会社の未来を具体的に描き出すための戦略的ロードマップであり、いわば「会社の羅針盤」です。

事業承継計画表には、会社の現状と将来の見通し、相続に関する課題、「いつ、誰が、何をを行うか」の年次計画（たとえば、5 年後に経営者が交代し、10 年後に現経営者が完全に引退するといった計画、右の表が例）などを時系列で整理してゆきます。

最大の障壁「税金」と「争族」を乗り越える

事業承継において大きな障壁となるのが「税金」と「争族（相続トラブル）」です。

税金対策の最強の武器ともいえる「事業承継税制」は、一定の要件下で贈与税・相続税の納税が 100% 猶予・免除される非常に強力な制度といえます。ただし、特例措置を活用するための「特例承継計画」の提出期限が【2027 年（令和 9 年）9 月 30 日】に迫っていることに注意が必要です。

また、「争族」が起きないように、後継者と家族を守るため、感情に左右されない「法的な仕組み」を事前に作ることも忘れてはなりません。生前贈与した自社株を遺留分の計算から除外、もしくは評価額を前もって固定する「経営承継円滑化法（民法の特例）」や、種類株式を活用して経営権と財産権を分離する「会社法」など、さまざまな防衛策があります。

国や自治体も事業承継を強力に後押ししており、融資や補助金などの支援策が用意されています。どの制度をどの順番で使えば効果が最大化されるか、その最適解を見つ出すのがわれわれ専門家の役割です。

未来へのバトンを、最高の形で

事業承継は、先延ばしにすれば「リスク」ですが、計画

【基本方針】													
<ul style="list-style-type: none"> ・中小太郎から、長男学への承継。 ・5年目に社長交代（太郎は代表権を学に譲り会長へ就任。10年目に引退） ・長男学には、社内で工場→営業→本社管理部門と各部門をローテーション。外部の後継者研修も受講。 ・太郎の財産内容がほぼ固まったところで公正証書遺言を作成する（5年目）。 													
項目	現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目		
事業計画	売上高	10億円	→				13億円	→				15億円	
	経常利益	5千万円	→				7千万円	→				9千万円	
会社	定款・株式・その他		定款・労働規則の見直し	「相続人に対する売却請求制度」の導入	太郎の弟から自社株式取得（金庫株）	元役員C氏から自社株式取得（金庫株）	太郎に退職金支給						
	年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	
現経営者（太郎）	役職	社長	→				会長	→		相談役	→		引退
	関係者の理解	家族会議	社内へ計画発表			取引先・金融機関に公表							
	後継者教育	後継者とコミュニケーションをとり、経営理念、ノウハウ、ネットワーク等の自社の強みを承継する											
	株式・財産の分配						公正証書遺言の作成						
	持株（%）※	70%	67%	64%	61%	58%	55%	10%	10%	10%	10%	10%	
		毎年贈与（暦年課税制度）					相続時精算課税制度						
後継者（学）	年齢	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳	
	役職		取締役	→		専務	→		社長	→			
	後継者教育	社内	工場	営業部門			本社管理部門						
		社外	経営者とコミュニケーションをとり、経営理念、ノウハウ、ネットワーク等の自社の強みを承継する										
	持株（%）※	0%	3%	6%	9%	12%	15%	60%	60%	60%	60%	60%	
		毎年贈与（暦年課税制度）					相続時精算課税制度						
補足	<ul style="list-style-type: none"> ・5年目の相続時精算課税制度による贈与時に「経営承継円滑化法」の活用を検討 ・遺留分に配慮した遺言書の作成（妻へは自宅不動産と現預金、長男学へは自社株式、二男・長女へは現預金をそれぞれ配分） 注意：計画の実行に当たっては専門家と十分協議した上で行ってください。												

「事業承継計画表」記入例

出典：独立行政法人 中小企業基盤整備機構「中小企業経営者のための事業承継対策 令和7年度版」30頁
<https://www.smrj.go.jp/sme/succession/succession/supporter/index.html>（2026年4月参照）

的に取り組めば会社の価値をさらに高める「チャンス」になります。

あなたの会社の「現在地」は、どこですか？「いつかは」と考えている経営者の皆さま、まずは会社の現状を把握し、未来に向けた第一歩として「事業承継計画書」の作成に取り組んでみましょう。LTR は、多角的な視点から皆さまの事業承継を全力でサポートします。ぜひお気軽にご相談ください。

（税理士 宮本 泰三）

さらに詳しく見る！「事業承継計画書・計画表」はコチラから →→



宮本氏の事務所 HP はコチラから →→

